

春日那珂川水道企業団水道メーター等売却仕様書

本仕様書は、春日那珂川水道企業団（以下「企業団」という。）が売払う次の物品について適用する。

1 売買物品

名称	数量	数量明細
使用済水道メーター 13 mm	1,000 個	乾式・直読式接線流羽根車式
使用済水道メーター 40 mm	20 個	乾式・たて形軸流羽根車式

2 物品保管所在地及び引取り場所

〒816-0804

春日市原町二丁目 30 番地 2

春日那珂川水道企業団 料金課

3 売買代金納入期限

令和 8 年 8 月 21 日（金）

4 物品引取り期限

令和 8 年 8 月 31 日（月）

5 物品の引取り

- (1) 買受人は売買代金を完納後、引取り予定日の 3 営業日前までに企業団担当者（以下「担当者」という。）に領収証書の写しを提出し、日程調整を行ったうえで当該物品を引取り期限までに現状有姿のまま引取ること。
- (2) 当該物品の引取り日時については、企業団の開庁時間である平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、担当者立ち会いのもとその指示に従うこと。
- (3) 当該物品の引取り時の搬出の際、積載超過のないよう関係法令を遵守すること。
- (4) 当該物品の引取りに係る積込み運搬や分解仕分けに要する費用は買受人の負担とする。
- (5) 引取りにあたっては、敷地内での安全に十分に気を付けることとし企業団の業務を妨げないこと。
- (6) 当該物品の処理にあたっては、関係法令を遵守し適正に行うこと。

6 その他

本仕様書に定める事項、または定めのない事項について疑義が生じた場合は双方が協議して決定するものとする。